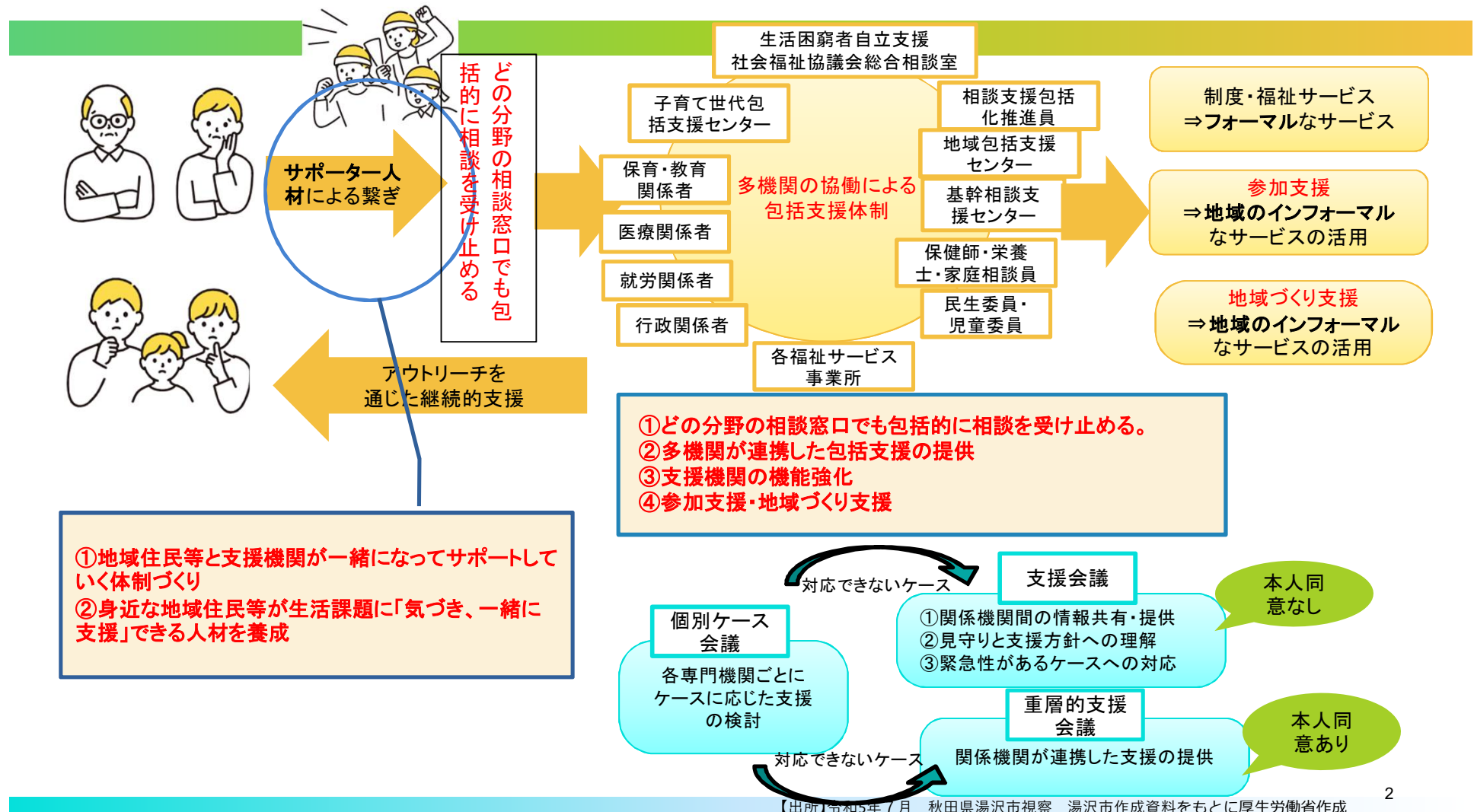


重層的支援体制整備事業 構成員会議

構成員会議 メンバー

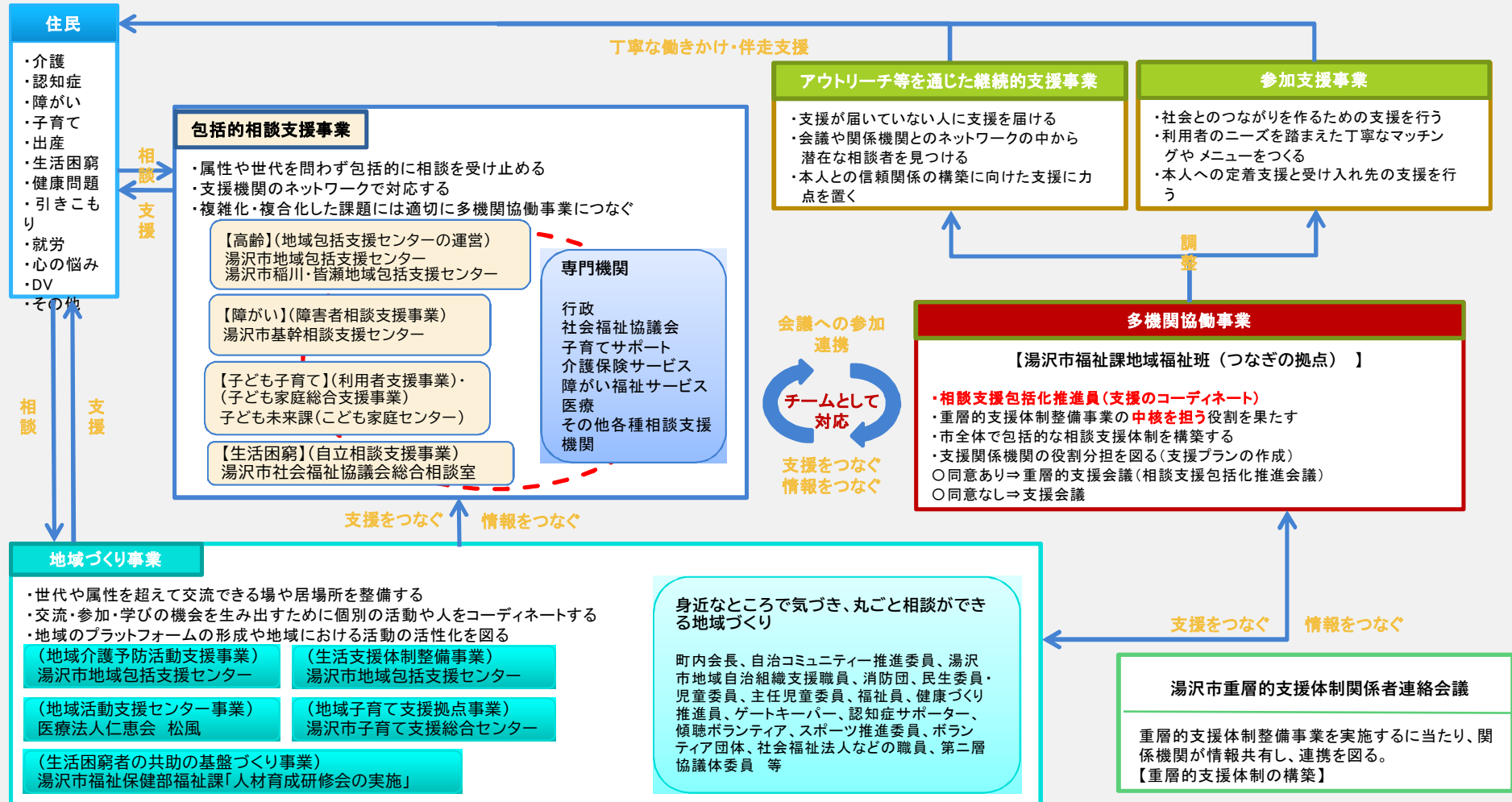
社会福祉法106条の4 第2項第1号から第6号		機能	国で示す既存制度の対象事業	担当(構成員)
第1号	イ	相談支援	地域包括支援センターの運営	湯沢市地域包括支援センター
	ロ		障害者相談支援事業	湯沢市基幹相談支援センター
	ハ		利用者支援事業	こども家庭センター (子ども未来課)
	ニ		自立相談支援事業	湯沢市社会福祉協議会 (総合相談室)
第2号		参加支援	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	福祉課地域福祉班(コーディネーター役:多機関協働による支援方針で決定)
第3号	イ	地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業	湯沢市地域包括支援センター
	ロ		生活支援体制整備事業	湯沢市地域包括支援センター 社会福祉協議会
	ハ		地域活動支援センター事業	地域活動支援センター 松風
	ニ		地域子育て支援拠点事業	湯沢市子育て支援総合センター
			生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業	福祉課地域福祉班
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	訪問等による継続的に繋がり続ける機能	福祉課地域福祉班(コーディネーター役:多機関協働による支援方針で決定)
第5号		多機関協働事業	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	福祉課地域福祉班 (相談支援包括化推進員)
第6号		支援プランの作成	多機関協働事業と一体的に実施	

包括的支援体制のデザイン ～秋田県湯沢市～



【出所】令和5年7月 秋田県湯沢市視察 湯沢市作成資料をもとに厚生労働省作成

湯沢市重層的支援体制整備事業【概要図】



重層的支援体制整備事業の進捗状況

目的: 地域共生社会の実現
ビジョン(目指すべき姿)

- ①地域住民等と支援機関が一緒になってサポート出来る体制
 - ②身近な地域住民等が「生活課題に気づき、一緒に支援できる」体制
- ※関係者全てが目標を共有して事業に取り組んでおります。

月1回関係者と定期的に体制づくりの協議を進めております。



(現在の取組状況)

1. 身近な地域住民等が課題を抱える方の生活課題に気づいて一緒に支援する体制づくり (福祉人材育成研修会の実施)
2. 居場所、多世代が交流できる場等 (社会資源の洗い出し)
3. 専門機関の連携強化 ⇒ 各分野の専門機関、民生委員・児童委員などの連携強化
4. 相談支援の機能強化 ⇒ 地域の社会資源を活かした支援の提供
5. 様々な分野の幅を広げる取り組み ⇒ 様々な活動の中で(生活支援体制整備事業、地域子育て支援拠点事業、地域活動支援センター事業など)これまでの分野を広げて連携していく取り組みを推進